

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの認知は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

(2) いじめの態様

- ・ 冷やかし ・ からかい ・ 仲間外れ ・ 言葉での脅し ・ 暴力 ・ 無視 等

(3) いじめに対する認識と対応の基本

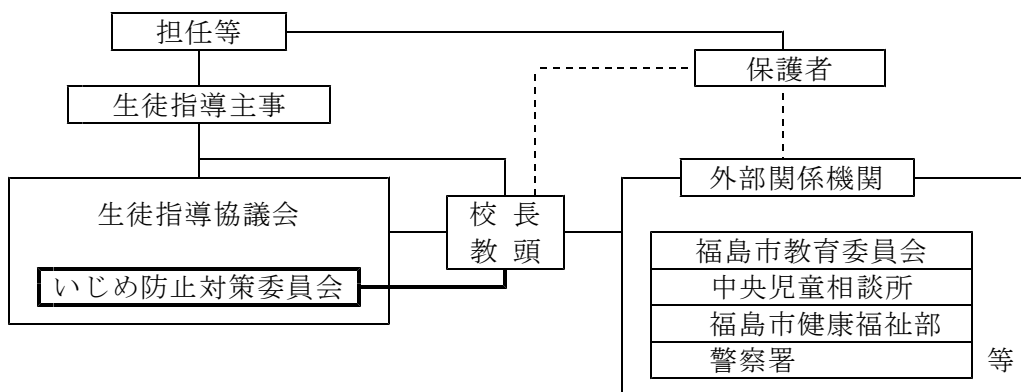
- ・ 「いじめは現におきている」という前提に立って、指導・対応にあたる。
- ・ いじめは決して許されるものではないとの認識に立ち、未然防止、早期発見に努め、教職員が組織的・計画的にいじめに対する措置を講ずる。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 核となる組織—いじめ防止対策委員会

- ① 「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、校内におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ② 校内においては、「いじめ防止対策委員会」を生徒指導協議会の中に位置付ける。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」は次の内容に関する核となる組織とする。
 - ア いじめの未然防止・早期発見・早期対応
 - イ 情報に関する教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 保護者及び関係者への情報発信及び情報受信
 - エ 個別面談や相談
 - オ 関係機関との連携
 - カ 重大事案への対処

(2) いじめ防止対策のための組織図



(3) 構成

いじめ防止対策委員会は、生徒指導主事を中心とし、校長、教頭、教務主任、生徒指導部をもって構成することを基本とするが、いじめが認識された際には、該当学年担当と養護教諭あわせて校長が必要と認める者を加えて構成する。

3 いじめの未然防止・早期発見のための取組

- (1) 児童の些細な変化に気づき、気づいた情報を確実に共有・分析するなど、いじめの早期発見に努める。
- (2) 児童の悩みや相談を受ける教育相談体制の整備・充実に努める。
- (3) 児童一人ひとりが、学習の約束を守り(規律)、基礎的な学力を身につけ(学力)、認められている・必要とされているという実感(自己有用感)をもてるような学習指導に努める。(教職員が進める「居場所づくり」と児童が主体的に取り組む「絆づくり」)
- (4) 学級及び学校における具体的取り組み

学 級	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに関する情報を受信するアンテナを高くし、実態を正確に把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観察、会話、日記、保健室来室状況等 ○ 道徳の時間や学級活動等で、人間尊重の価値や行動の在り方を取り上げ、いじめを排除しようとする正義感を行き渡らせる。 ○ 「友だちのいいところ」の発表の場を設定するなど、善行や正しい言動に心がけようとする環境を作る。 ○ いじめは被害者と加害者との問題だけではなく、傍観している者も含めた学級全体の問題であることの意識を高める。 ○ いじめの存在が認められた場合には、「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢を示すとともに、被害者に共感し安心感を与えるとともに、加害者には自己の行為を振り返らせたり謝罪させたりするなどの指導を通して、再発しないようにさせる。 ○ 生徒指導協議会、職員会議等での共通理解を元に、全学級が同一歩調で指導にあたる。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間計画に基づき、生徒指導協議会で、児童に関しての情報共有の場を持つと共に、同一歩調にあたる指導内容・指導方法についても共通理解する。 ○ 生徒指導協議会では、事例研究を取り上げる等、いじめの早期発見・早期対応の研修の場も設定する。また、教育相談の研修も適宜行う。 ○ 生活アンケートを実施し、情報収集の機会とする。(年3回)アンケート内容は複数人で確認する。 ○ 家庭訪問や個別懇談等、保護者と個別に話す機会を設定したり、全保護者にスクールカウンセラーの相談日を周知したりして、保護者が相談できるようにするとともに情報収集の機会ともする。 ○ いじめの発生が認められた場合には、全職員で協議し、現状と対策について共有し、組織を生かして指導・対応にあたる。 ○ 学校だより等を通して、いじめを発生させない家庭の協力や地域の協力を依頼する。

4 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る情報を得た時には、直ちに「いじめ防止対策委員会」へ報告する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」においては情報を共有し、役割分担のもと、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事実を確認した上で適切に対応する。
- (3) いじめが確認された場合は「いじめ防止対策委員会」でいじめを認知し、教育委員会へ報告する。

- (4) いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童・保護者のニーズを確認して支援するとともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (5) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられる措置が必要と認められた時には、一定期間、別室等で学習を行えるような措置を講じる。
- (6) いじめ問題による関係保護者間の人間関係のこじれや争いが生じないようにするために、いじめ事案に関する情報の共有の場など、必要な措置を講じる。
- (7) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、福島市教育委員会や所轄警察署と連携して対処する。
- (8) いじめの発生があった学級や必要に応じて全児童を対象に、いじめ防止のための指導を強化する。
- (9) いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続し、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、及び保護者の理解をもっていじめが解消したとする。

5 いじめ重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、福島市教育委員会を通じて、7日以内に市長に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、市等の組織と連携して対処にあたる。
- (3) 上記組織の指導・支援を受けながら、または上記組織と連携して事実関係を明確にするための調査を行う。教育委員会より学校主体調査の指示があった場合、「いじめ防止対策委員」に適切な外部人材を加えて調査を行い、調査報告書を作成し、教育委員会へ提出する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者及び必要に応じて関係する者に対して、事実関係や必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査を行う組織は、下記のマトリクス図により教育委員会会議で判断する。

調査組織 重大事態	調査委員会		重大事態調査チーム	市立学校に設ける組織
	自死事案	その他		
生命心身財産 重大事態	◎	△	△	△
	○	○	○	△
不登校重大事態	○		○	◎

※ ◎，○，△は調査を行う組織の優先順位を示している。その順位は◎→○→△となる。

※ 原則、不登校重大事態に係る調査は学校に設ける組織が行い、調査報告書を作成する。

6 評価と改善

- (1) 学校評価の中に、いじめ防止のための措置に関する内容を盛り込み、適正に自校の取り組みを評価する。さらに、必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の見直しと改善を図る。
- (2) 年間を通じて、いじめ発生数が0件の場合、その事実を児童・保護者へ公表する。